平成３０年度第１回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会会議録

期　日	平成３０年６月２１日（木）午後１時２０分から午後２時００分まで
会　場	鹿沼市役所新館３階　３０２会議室
出席者	委　員　杉原会長、直井副会長、大貫委員、鈴木委員、関口委員 事務局　渡辺総務部長、糸井総務課長、能島総務係長、川田主任主事 水瀬主事　計１０人

糸井課長　ただいまから、平成３０年度第１回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。審査会条例の規定によりまして、会議の議長は会長が当たることになっておりますが、本日、互選により会長が決まるまでの間は、事務局の方で進行させていただきたいと思います。本日の進行を対応します、総務課長の糸井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、渡辺総務部長から御挨拶を申し上げます。

渡辺部長　皆さん、こんにちは。本日は平成３０年度第１回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、先ほど、市長の方から委嘱状の交付がありましたが、本審査会の委員として、引き続き快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

近年、民間事業者における、行政への情報を共有するというニーズが高まっております。本市におきましても、情報公開制度の運用を行っておりますが、情報公開の制度によらずに、情報を開示するということ積極的に進めているところであります。委員の皆様方には、お骨折りをいただくような、審査請求という形のものは現在のところ出ておりませんが、個人のプライバシー保護と説明責任というところで難しい事案も発生しております。

今回の任期から、今まで７名の委員の方々にお願いしていたところを、５名に、分野ごとに１名ずつということにさせていただきましたが、今後とも変わらぬ御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労様です。

糸井課長　それでは続きまして、議題に入らせていただきます。「(1) 会長及び副会長の選出」につきまして、事務局から説明させていただきます。

（事務局の説明）
資料１について、川田主任主事が説明した。

糸井課長　ただ今説明がありましたように、審査会の会長及び副会長につきましては、委員の皆様の互選となっておりますので、どなたかを御推薦くださいますようお願いいたします。

鈴木委員　この資料１を見させていただきますと、前会長さん、前副会長さんが委員になっておられますので、引き続きお願いできればと思います。よろしくお願いします。

糸井課長　ただ今、鈴木委員から、会長には杉原委員を、副会長には直井委員を御推薦いただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

（拍手多数）

糸井課長　ありがとうございます。それでは、会長には杉原委員、副会長には直井委員ということで承認をいただきましたので、杉原会長には、席の御移動をお願いいたします。

（杉原会長席移動）

糸井課長　それでは、杉原会長から御挨拶をお願いします。

杉原会長　皆様からの御推薦によりまして、会長を引き受けさせていただくことになりました。

この１年の間でも、先ほどの話にもありましたとおり、あまり大きな事案に当たりませんので、議事の進行を見守るだけの役割でございますが、皆様からのあたたかい御支援をいただきたく、お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

糸井課長　ありがとうございました。それでは、今後の会議の進行につきましては、杉原会長にお願いをいたします。よろしくお願いします。

杉原会長　議事の進行を務めさせていただきたいと思います。お手元の審査会会議資料の資料２を御覧いただきたいと思います。「(2) 平成２９年度鹿沼市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

（事務局の説明）

資料２について、川田主任主事が説明した。

杉原会長　事務局から資料２について説明がありましたが、皆様から何か御質問等がございましたらお願いします。

関口委員　資料の８ページの「審議会等の会議の開催状況」のところで、同ページの５月２６日南部地区会館運営委員会というのがありますが、１２ページの３月２０日にも開催されていて、５月２６日は公開、３月２０日は非公開となっています。議題の内容が同じ事業計画についてであるのに対し、最初は公開、後は非公開としている理由は何かあるのでしょうか。

（事務局の説明）

当該委員会は、同和問題等を話し合う場ということで、内容によって非公開とする場合があるとのことである。

関口委員　もう１点ですが、資料１０ページに８月２５日長寿計画運営委員会が開催されており、１１月、１２月、２月、３月にも開催されているが、８月から２月までの委員会は非公開で、３月の委員会が公開となってい

る理由を教えていただきたいと思います。

（事務局の説明）
当該委員会は、今までの慣例で非公開としており、非公開とする特段の理由は見当たらなかったことから、今年度から審議会の公開の趣旨に則り、いずれも公開する運用に変更した。

杉原会長　関口委員には、細かいところをご注意いただきありとうございます。おっしゃるとおり、この審議会等の公開についてはホームページにも掲載されています。ホームページを見た方から、公開と非公開を分けている理由について聞かれた場合に、内容が整理されていないと説明できませんので、事前に精査しておくところであると思います。

他にも、公開・非公開の基準が不明確なままでなされるような審議会等がありましたら、ホームページにも公開されているものですので、一般の市民におかしいと指摘されるかもしれませんので、説明がつくようにしておいてください。

他に皆様からお気づきの点や御質問はありませんか。

大貫委員　情報公開請求の個別状況関係ですが、平成２９年８月２８日に非公開で決定してる「図書館の正規職員・臨時職員数及び比率」について、理由が該当文書不存在となっています。これは、一般の市民から考えると、職員の名前については問題かもしれませんが、比率まで出ないとおかしいと思われるかもしれません。今後そのようなところを担当の部署で検討していただき、公開して差し支えないものは公開してもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

２点目ですが、同じく情報公開請求の個別状況の一覧の受付番号４０番で部分公開としている事案で、請求者区分が「その他（任意申出）」となっていますが、具体的にはどんな企業若しくは事業者でしょうか。ここでの問題は、請求内容が設計やリースなど具体的なものなので、適切な対応がされているか確認したいです。業者との関係で問題となることもあると考えられるので、必要な部分は非公開とし、適切に決定できるようにしていただきたいと思います。

３点目ですが、同じく受付番号４１番の教科書採択関係の請求ですが、対象情報である選定委員会の委員の名簿は公開で、４３番目の調査員の名簿は非公開としています。これは、調査委員は非公開とすることは適切な決定だと思いますが、先ほどの関口委員からの質問のように、調査委員は非公開、選定委員は公開とすることで、市民から疑義が出た場合には、適切に対応できるようにしておいてほしいと思います。

（事務局の説明）
(1) 受付番号３３番の「図書館の正規職員・臨時職員数及び比率」が該当情報不存在、作成していないということで非公開としたものについては、対象情報をまとめた、出来合いの文書がなかったと

いうことになる。もちろん、職員数などから、請求者からの求める情報を作成して提供する対応は可能だが、情報公開請求の手続の中では、存在する情報を公開するかどうかという点で、厳密に協議した結果、求めに応じるような一覧を所有していなかった、ということで形式的に非公開に至った。このような事案は多々あり、情報公開請求の手続上は、非公開ということになるが、それは市民への説明責任の観点から、なるべく請求者の求めに応じられるように、情報公開請求とは別に、求められた情報を提供するように全庁的に指導している。

(2) 受付番号４０番の学校に納入されるタブレット等の納入状況についての請求については、どこの学校にタブレット等を納入したかという部分を非公開としている。任意申出者は、電子機器関係の業者である。鹿沼市がどこの業者を入れているのかを把握することにより、今後の営業活動の参考にしたいという請求だった。納入先の学校名を非公開とした理由は、学校名を公開することにより、その学校に焦点を絞って営業活動をされてしまうと、業務に支障が出るという教育委員会の判断で非公開とした。

(3) 受付番号４１番の教科書の選定関係の請求については、選定委員会の委員名簿は公開する一方、受付番号４３番の調査員の名簿は非公開としている。これは以前から同様の対応をしており、調査員は、実際に各出版社から出版されている教科書を評価する立場の方であり、調査員が誰であるかを公開してしまうと、出版社から調査員へ、何らかの働きかけや営業活動をされてしまうと、正常な調査ができなくなるおそれがあるため、非公開としている。今までに市民からその点について指摘を受けた話は伺っていないが、指摘があった場合は、先ほど述べた理由で非公開にしていると説明することになる。

大貫委員　ありがとうございます。適切な対応であると思います。

杉原会長　受付番号３３番については、未整理情報であります。市が整理されていない状況で公開請求を求められた事案ですが、請求されたそのとおりの文書はございません、だから不存在でしたというのは間違いではないですが、この場合、公開請求した方には、求められている情報の趣旨、どういうものが必要かを詳しく尋ね、それが公開できない理由をきちんと説明できていたかが重要です。ただ単に該当する文書がありませんとしか伝えないと、そういう文書はないのか、存在しないのか、と市民から疑念を抱かれてしまいます。情報としてあるが、整理されていないという趣旨の説明をどうするか、難しいかとは思いますが、説明しないと市民は納得しないのではないかと思います。表題どおりではないが、公開請求者の求める内容の文書がありますということになると、請求者と

しては、表題どおりではなくてもいいから、探して見つかるものだけでもいいから公開してほしいということになります。対応はきちんとしなければいけません。不存在というのは一言で終わってしまうものですが、それは本当の意味での不存在ではなく、存在するけれども形式的には存在しない、実質的には存在するという話になります。そういう対応の仕方が良いのかどうか、それに対して請求者が納得ができる説明をどのようにされたのかが問題であります。未整理情報の扱いについては、議論がたくさんありますので、検討していただき、適切に対応していただきたいと思います。

他に何か皆様からありますか。

（委員から特になし）

杉原会長　特にございませんでしたら、「(2) 平成２９年度鹿沼市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」の報告書をご承認いただけることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

杉原会長　ありがとうございます。それでは、報告書に限りませんが、この際ですので、何か審査会の運営等で何かご意見ありますでしょうか。

（委員から特になし）

杉原会長　次に、事務局から何かございませんか。

（事務局から特になし）

杉原会長　それでは、以上で本日の議題は終了となりますので、進行を事務局にお返しします。

糸井課長　杉原会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成３０年度第１回の鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の会議を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。